

令和7年春の火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、空気の乾燥及び強風等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、住民の火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 実施期間

令和7年4月20日（日）から4月30日（水）までの11日間

3 協力団体

岩見沢市、月形町、岩見沢市町会連合会、岩見沢市火防協会、岩見沢地区防火委員会  
岩見沢地区危険物安全協会

4 前年度と比較した推進項目の主な変更点

令和6年（春）

令和7年（春）

最重点項目

(1)住宅防火対策
(2)林野火災予防対策

重点推進項目

(1)地震火災対策
(2)住宅防火対策
(3)林野火災予防対策

重点目標

(1)特定防火対象物等における防火安全対策
(2)放火火災防止対策
(3)製品火災の発生防止に向けた取組
(4)多数の者が集合する催しに対する指導
(5)乾燥時及び強風時の火災発生防止対策
(6)地震火災対策



推進項目

(1)防火対象物等における防火安全対策
(2)製品火災の発生防止に向けた取組
(3)多数の者が集合する催しに対する指導
(4)乾燥時及び強風時の火災発生防止対策
(5)木造飲食店等が密集する地域に対する指導
(6)放火火災防止対策

5 重点推進項目

(1) 地震火災対策の推進（別紙1「地震火災を防ぐ15のポイント」 別紙2「通電火災対策」

別紙3「大規模地震時における電気火災対策」を活用）

項目	重点推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
地域における火災予防	家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を図る。
感震ブレーカーの普及促進	近年の大規模地震において、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を推進する。

(2) 住宅防火対策の推進 (別紙4「飲食店の皆さまへ ダクト火災」

別紙6「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を活用)

項目	重点推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理	重点的に設置促進を図り、維持管理に当たっては、設置後10年を経過するものが増加し、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなる割合が増加していくことが懸念されるため、点検実施の促進及び交換の徹底を推進する。
安全装置付きの火気使用器具・消火器具の普及促進	安全装置が設置されている暖房器具、調理器具等の使用や、住宅用消火器等の設置を推奨する。
電気火災の危険性に係る広報の実施	電気火災の約8割は電気器具の不適切な使用、維持管理不良によるものであることから正しく使用・管理することの注意喚起を促し、消防庁が作成する広報用映像も積極的に活用する。
たばこ火災に係る広報の実施	寝たばこに起因する死者が多く発生していることから、寝たばこをしないことや、たばこの確実な消火を行うことを推進する。
防災品の周知と普及促進	出火した際の拡大防止対策として、カーテンやじゅうたんに防災物品を、寝具や衣類等に防災製品を使用することを推進する。

(3) 林野火災予防対策の推進

項目	重点推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚	林野火災の出火原因としては、たき火及び火入れによるものが過半数を占めているため、たき火や火入れを行う際の消火準備の徹底や監視の励行を推進する。
火災警報発令中における火の使用制限の徹底	火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火の使用制限徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化する。
火入れに際しての手續等の徹底	火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導する。
林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導強化	林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導する。

6 推進項目

(1) 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底及び是正指導

項目	推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
飲食店における防火安全対策の徹底	こんろ等の火気設備からの出火が半分以上を占めており、その主な要因は火気を使用している場所から離れている間に出火している。出火防止を図るため、こんろの点検や維持管理、レンジフード及び排気ダクト内の定期的な清掃について推進する。
ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底	夜間を想定した施設の実情を踏まえた避難訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難管理の徹底を推進する。
有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底	「有床診療所等における火災時の対応指針」や「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」を活用し、実践的な訓練指導を推進する。
高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底	避難時に介助が必要な入居者が多いことや夜間においては職員の配置が少数であることから、避難誘導体制において、一時避難場所への水平避難をはじめ消防訓練時における指導を推進する。
直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び是正指導	火災時の避難について構造上のリスクを抱えており、「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（令和6年4月11日改正）を活用し指導を図り、市街地等の該当防火対象物について、重点的な立入検査を推進する。
大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底	大量の可燃物等が存在することから、平素からの可燃物の管理や、自動火災報知設備等による早期覚知が重要である。また、従業員による早期の通報や設置されている消防用設備等の取扱の習熟を推進する。
違反のある防火対象物に対する是正指導の推進	火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対し、「立入検査標準マニュアル」を踏まえ、重点的な立入検査の実施を推進する。 また、消防法令違反を覚知した場合は、「違反処理標準マニュアル」を踏まえ、早期の違反是正を指導し、指導に従わない場合は躊躇することなく警告、命令等の厳格な措置を実施する。

(2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進（別紙5「リチウムイオン蓄電池火災」を活用

項目	推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
充電式電池に関する注意喚起	「令和5年中に発生した製品火災に関する調査結果」では、バッテリー及びバッテリーを含めた電気用品からの火災割合が高いことから、PSEマーク等が付された製品の購入、処分方法について注意喚起を図る。
ガストーチバーナーに関する注意喚起	燃焼機器に係る製品火災においては、ガストーチバーナーに起因するものが多く発生し、接続部からのガス漏れや異常燃焼の割合が多いため、使用方法等について注意喚起を図る。

(3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

項 目	推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導	消防庁ホームページにおいて、ガソリン携行缶の安全対策を掲載しているので、関係者への指導の際に活用すること。 ( <a href="http://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento256.html">http://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento256.html</a> )
火気器具を使用する屋台等への指導	消火器の準備、ガス漏れを防ぐためのゴムホース等の適正な取扱いを指導すること。
照明器具の取扱いに係る指導	照明器具の熱により可燃物が高温になることがないように十分配慮するとともに、電球をソケットに確実に接続する等の指導を行うこと。

(4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

項 目	推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
	出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ等の実施とともに、水利の確認、木造建築物の密集する地域等の巡視を行うなどの警戒強化を図る。

(5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底

項 目	推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
	「木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について（通知）」（令和4年8月26日付消防消第301号、消防予第423号）を参考に、自治会及び商店街組合等の地域関係者等と連携し防火指導を図ること。

(6) 放火火災防止対策の推進

項 目	推進項目として効果的と考えられる具体的な内容
効果的な放火火災被害の軽減対策の実施	屋外に可燃物を放置しないことや、自動車等のボディカバーに防災品を使用することが効果的であることの情報提供を行う。 また、放火火災は、死角となる場所や深夜時間帯に多く発生していることから、放火監視機器、炎感知器、侵入監視センサー等を設置することの周知を図る。

7 広報の実施

- (1) 消防車両による広報
- (2) ホームページによる広報
- (3) IHK、FMはまなす及び大型物品販売店舗等への広報依頼
- (4) 防火ポスター及び防火旗の配布
- (5) 岩見沢地区防火委員会による火災予防行事

8 その他

実施期間中に不測の事態があり、本要綱に定める目的が達成できないと予想される場合は、実施事項の一部を変更して実施すること。